

平成29年度
負担金の額及び徴収方法

一般財団法人関東貸切バス適正化センター

1. 負担金の額

- ① 1両あたり1カ年・・・・・・・・・・6,650円
- ② 1営業所あたり1カ年・・・・・・・・・・44,740円

2. 負担金の徴収方法

(1) 負担金の請求

平成29年6月1日現在の管轄区域内に存する貸切バス車両数及び営業所数（以下「車両数等」という。）をもって、1カ年分の負担金の額を算出し、認可後、速やかに請求致します。（平成30年度以降については、毎年2月1日現在の車両数等をもって、1カ年分の負担金の額を算出します。）

なお、平成29年6月1日現在において、以下に掲げる団体の会員である営業所及び当該営業所に属する貸切バス車両については、負担金の算出及び請求の対象から除外します。（下記の団体が当センターより適正化事業にかかる業務の一部を受託し、会員事業者への巡回指導を実施するため。）

<団体>

- ・一般社団法人東京バス協会
- ・一般社団法人神奈川県バス協会
- ・一般社団法人千葉県バス協会
- ・一般社団法人埼玉県バス協会
- ・一般社団法人茨城県バス協会
- ・一般社団法人群馬県バス協会
- ・一般社団法人栃木県バス協会
- ・一般社団法人山梨県バス協会

(2) 負担金の納付

上記（1）により算出した1カ年分の負担金を一括納付していただきます。

(3) 負担金の精算

年度途中に新規許可を受けた事業者等に係る負担金の精算の取扱いとは以下のとおりです。なお、精算により生じた10円以下の端数は10円単位に切り上げます。

① 新規許可

年度途中に新規許可を受けた事業者については、許可を受けた日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金を請求します。

② 事業廃止、許可の取消し

年度途中で事業を廃止した事業者又は許可の取消処分を受けた事業者については、許可取消処分の日又は事業を廃止した日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金を精算します。

③ 事業の休止又は再開

年度途中で事業を休止又は再開した事業者については、事業の休止又は再開をした日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金を精算します。

④ 事業の譲渡及び譲受

年度途中で事業の譲渡及び譲受に係る認可を受けた事業者にあつては、譲渡人が負担金を一括納付していた場合には精算を要しないものとし、譲渡人が負担金を一括納付していない場合にあつては譲受人に対し未納分に係る負担金を請求します。

⑤ 事業の分割、合併及び相続

年度途中で事業の分割、合併及び相続の認可を受けた事業者にあつては、認可に伴い許可に基づく権利義務を承継することから、負担金に係る精算を要しません。

⑥ 事業計画の変更

年度途中で適正化機関の管轄区域内に営業所を有していない事業者が営業区域の拡大に伴い当該適正化機関の管轄区域内に新たに営業所を有することとなった場合（適正化機関の管轄区域内に初めて営業所を設置することとなった場合に限る。）については、当該認可の日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金を請求します。

また、年度途中で適正化機関の管轄区域内の全ての営業所を廃止し、当該適正化機関の管轄区域内に営業所が存在しないこととなった場合については、当該営業所の廃止の認可の日の属する月の翌月分から当該年度末分までの負担金を精算します。

⑦ ⑥以外の事業計画の変更

年度途中で上記⑥以外の事業計画の変更（同一区域内における営業所の新設及び廃止、事業用自動車の数の変更等）を行った事業者については、当該変更に係る負担金の精算は行いません。

⑧ 「２．（１）」に掲げる団体の会員となった場合

平成２９年６月２日から平成３０年１月３１日までの間に「２．（１）」に掲げる団体の会員となった営業所及び当該営業所に属する貸切バス車両に係る負担金については、会員となった日の属する月の翌月分から当該年度末分までを精算します。

⑨ 「２．（１）」に掲げる団体の会員でなくなった場合

平成２９年６月２日から平成３０年１月３１日までの間に「２．（１）」に掲げる団体の会員でなくなった営業所及び当該営業所に属する貸切バス車両に係る負担金については、会員でなくなった日の属する月の翌月分から当該年度末分までを請求します。

（４）納付期限

別紙請求書に記載のとおりとします。

（５）延滞金について

納付期限までに負担金の納付がない場合には、道路運送法（以下「法」という。）第43条の15第5項及び法施行規則第34条の10第2項の規定により、納付期限の翌日から負担金を納付する日までの日数1日につき1万分の4の延滞金を徴収します。